

福岡県水素グリーン成長戦略会議  
令和6年度福岡県F C船運航事業者支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県水素グリーン成長戦略会議(以下「戦略会議」という。)が実施する福岡県F C船運航事業者支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 CO<sub>2</sub>排出量の削減が課題である海運業界においては、次世代燃料船の運航に向けた取り組みが進められているが、その市場は成熟しておらず事業の不確実性が高い。そのような中、ファーストムーバーとして、自らリスクを取りF C船運航事業に取り組む事業者の費用の一部を補助することにより、県内の水素需要の拡大や、F C船の将来的な県内展開を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「F C船」とは、タンクに充填された水素と空気中の酸素を燃料電池(F C)にて化学反応させ、発生する電気を使ってモーターを駆動させて運航する船舶をいう。なお、F C以外の動力源を併用するハイブリッド型を含む。
- (2)「船舶運航事業」とは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する事業をいう。
- (3)「水素燃料」とは、F C船へ搭載するタンクに充填し、運航に使用される水素をいい、「水素燃料費」とは、水素燃料の船舶への引き渡し価格をいう。
- (4)「既存燃料」とは、ディーゼルエンジン等のF C以外の動力源を搭載する船舶で、運航に使用される燃料(例:A重油等)をいい、「既存燃料費」とは、既存燃料の船舶への引き渡し価格をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、県内でF C船を利用した船舶運航事業を行う者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象はF C船の運航に係る水素燃料費とする。ただし、国・地方公共団体からの公費による委託事業で使用するF C船の運航に係る水素燃料費は除く。なお、補助対象となる水素燃料は、県内の水素ステーションから供給されたものに限る。

- 2 補助金の額は、水素燃料費と既存燃料費の差額とし、補助上限額は10,000,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず補助対象経費について、国その他の団体からの補助金等(以下「国補助等」という。)を併用し受ける場合にあつては、前項の規定により算出した額から国補助等の額を差し引いた額とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、「福岡県F C船運航事業者支援補助金交付申請書」(様式第1号)を会長に提出するものとする。

- 2 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法

(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付決定の通知)

第7条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、申請書類を審査し、補助対象の採否を決定する。

2 会長は、補助金の交付を決定したときは「福岡県F C船運航事業者支援補助金交付決定通知書」(様式第2号)により、不交付を決定したときは「福岡県F C船運航事業者支援補助金不交付通知書」(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

3 会長は交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

4 会長は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 会長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業の中止)

第8条 前条第2項の補助金交付決定を受け、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という)は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ「福岡県F C船運航事業者支援補助金中止申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実績報告書兼補助金交付請求書の提出)

第9条 補助事業者は、当該年度の3月31日までに「福岡県F C船運航事業者支援補助金事業実績報告書兼補助金交付請求書」(以下「実績報告書」という。様式第5号)を会長に提出しなければならない。様式第5号を提出する際は交付請求額の根拠資料となるものを添付すること。また根拠資料が提出後に変更となった際はその旨確実に報告すること。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の事業実績報告書兼補助金交付請求書を受領したときは、その内容の審査を行い、補助金の額を確定し、「福岡県F C船運航事業者支援補助金確定通知書」(様式第6号)により通知する。補助金を交付することが不相当と認めたときは補助金不交付通知書により、補助事業者に通知するものとする。

なお、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

(1)事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額。

(2)補助金交付決定額(交付決定額を変更した場合には、当該変更後の額)

(補助金の支払い)

第11条 会長は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して、実績報告書に記載されている指定口座への精算払いを行うものとする。

(交付決定の取り消し)

第12条 会長は、次の各号に掲げる場合には、補助事業者に対し、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金を返還させることができる。

(1)補助事業に関して、会長が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき

- (2)補助事業に関して、提出した書類等に虚偽があるとき
- (3)補助事業を中止したとき（但し、第8条の規定により承認を受けたものを除く）

（補助金の返還）

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が定める期限内に、全額を返還しなければならない。

- (1)本要綱に違反した場合
- (2)偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (3)実績報告時に提出した根拠資料に変更等があったにも関わらず、報告を怠ったとき

（補助金の経理）

第14条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（帳簿書類の検査等）

第15条 会長は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

（仕入れに係る消費税等相当額に伴う補助金の返還）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、報告書（様式第7号）により、速やかに会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日より施行する。

年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

（申請代表者）

住 所：

名称・代表者氏名：

福岡県F C船運航事業者支援補助金交付申請書

福岡県F C船運航事業者支援補助金交付申請書交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請書を提出します。

記

1 F C船名

2 事業実施額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3 事業の内容

別紙1事業計画書、別紙2補助金計算書のとおり

福岡県F C船運航事業者支援補助金 事業計画書

1. F C船運航期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. F C船運航内容

\*期間内の運航予定日数や予定航路、水素での運航予定距離、運航様式(定期運航・チャーター運航等)、水素の使用予定量、乗船見込人数等について記載。

3. 事業展開の見通しなど

\*補助期間終了後のF C船運航事業の見通しなどについて記載。

## 福岡県F C船運航事業者支援補助金 補助金計算書

## 1. 水素燃料費の額（A）

〇〇〇円

※水素燃料費とは、F C船へ搭載するタンクに充填し、運航に使用される水素の費用をいう。なお、水素燃料費はF C船への引き渡し時の価格とし、また、補助対象となる水素燃料は、県内の水素ステーションから供給されたものに限る。

## 水素燃料費の内訳明細表

水素による 運航予定距離	必要な水素 充填量	水素予定単価 (円/kg)	見込金額	予定仕入先	備考
km	kg	円	円		

\*燃料供給事業者の見積書を添付すること。

## 2. 既存燃料費の額（B）

〇〇〇円

※既存燃料費とは、補助を申請するF C船と同等の既存船舶（ディーゼルエンジン等を搭載した船舶）において、既存燃料（A重油等）を用いてF C船運航計画と同等の距離を運航した場合に必要な燃料費をいう。なお、申請対象のF C船がハイブリッド型の場合は、運航計画のうちF Cを動力として水素を利用し運航する距離と同等の距離を運航するのに必要な燃料費とする。また、既存燃料費は、既存燃料をF C船と同等の既存船舶へ引き渡す際の価格とし、想定する引き渡し場所はF C船への水素の引き渡し場所と同じ場所とする。

## 既存燃料費の内訳明細表

水素による 運航予定距離	同等距離の運航に 必要な既存燃料の量	既存燃料単価 (円/L)	金額	備考
km	L	円	円	

\*燃料供給事業者の見積書を添付すること。

\*同等既存燃料船舶での既存燃料消費量を示した書類を添付すること。

## 3. 補助金申請額

〇〇〇円

\* (A) - (B)

\*補助上限額は10,000,000円とする。

※添付書類 ※補助金計算書の根拠となる書類

- ①船舶検査証書等の写し（必須）
- ②水素燃料費の見積書等の写し（必須）
- ③既存燃料費の見積書等の写し（必須）
- ④同等既存燃料船舶での既存燃料消費量を示した書類（必須）
- ⑤交付請求額の根拠書類と会長が認めるもの
- ⑥国補助等を受けている場合は決定通知書等金額がわかる資料

令和 年 月 日

（申請者）殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議  
会 長 佐藤 直樹 ⑩

福岡県F C船運航事業者支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、福岡県F C船運航事業者支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日をもって申請のあった福岡県F C船運航事業者支援補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額 金 円

- 3 補助を受ける者は、福岡県F C船運航事業者支援補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。

令和 年 月 日

（申請者） 殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議  
会 長 佐藤 直樹

福岡県F C船運航事業者支援補助金不交付通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった事業の補助金については、下記の理由により不交付となりましたので、福岡県F C船運航事業者支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

様式第4号（交付要綱第8条関係）

令和 年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

（申請代表者）

住 所：

名称・代表者氏名：

福岡県F C船運航事業者支援補助金事業中止申請書

令和 年 月 日付で交付決定通知のあった補助事業を下記の理由により中止したので、福岡県F C船運航事業者支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 中止の理由

令和 年 月 日

福岡県水素グリーン成長戦略会議会長 殿

（申請代表者）

住 所：

名称・代表者氏名：

福岡県F C船運航事業者支援補助金 事業実績報告書兼補助金交付請求書

令和 年 月 日付で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事業を完了したので、福岡県F C船運航事業者支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施結果

別紙1 事業実績報告書のとおり

2 経費執行状況

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金額	円

別紙2 交付請求額明細書兼請求書のとおり

福岡県F C船運航事業者支援補助金 事業実績報告書

1. F C船運航期間                    年    月    日～                    年    月    日

2. F C船運航内容

\*期間内の運航日数や運航した航路、水素での運航距離、運航様式(定期運航・チャーター運航等)、水素の使用量、乗船人数等について記載。

3. 今後の事業展開の見通しなど

\*補助事業を踏まえた、今後のF C船運航事業の展開などについて記載。

福岡県F C 船運航事業者支援補助金 交付請求額明細書兼請求書

1. 水素燃料費の額 (A)

〇〇〇円

※水素燃料費とは、F C 船へ搭載するタンクに充填し、運航に使用される水素の費用をいう。なお、水素燃料費はF C 船への引き渡し時の価格とし、また、補助対象となる水素燃料は、県内の水素ステーションから供給されたものに限る。

水素燃料費の内訳明細表

連番	水素による 運航距離	水素充填量 (実績)	水素単価 (円/kg)	金額	仕入先	備考
1	km	kg	円	円		
2						
...						
合計						

\*最後に合計欄を設けること。

\*燃料供給事業者の領収書を添付すること。

2. 既存燃料費の額 (B)

〇〇〇円

※既存燃料費とは、補助を申請するF C 船と同等の既存燃料船舶（ディーゼルエンジン等を搭載した船舶）を、既存燃料（A重油等）を用いてF C 船運航実績と同等の距離を運航した場合に必要な燃料費をいう。なお、交付対象のF C 船がハイブリッド型の場合は、運航実績のうちF C を動力として水素を利用し運航した距離と同等の距離を運航するのに必要な燃料費とする。また、既存燃料費は、既存燃料をF C 船と同等の既存船舶へ引き渡す際の価格とし、想定する引き渡し場所はF C 船への水素の引き渡し場所と同じ場所とする。

既存燃料費の内訳明細表

水素による 合計運航距離	同等距離の運航に 必要な既存燃料の量	既存燃料単価 (円/L)	金額	備考
km	L	円	円	

\*燃料供給事業者の見積書を添付すること。

\*同等既存燃料船舶での既存燃料消費量を示した書類を添付すること。

3. 補助金交付請求額

〇〇〇円

\* (A) - (B)

\*補助上限額は10,000,000円とする。

#### 4. 請求情報

フリガナ			名義人との関係
口座名義人			本人 ・ 他 (            )
金融機関名	銀行 農協 郵貯銀行 信用金庫 信用組合	本 ・ 支店	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号	

※添付書類 ※交付請求額の根拠となる書類

- ①船舶検査証書等の写し (必須)
- ②交付請求額明細表の連番に対応する番号を付した水素燃料費の領収書等の写し (必須)
- ③水素燃料の充填量実績がわかる資料 (必須)
- ④既存燃料費の見積書等の写し (必須)
- ⑤同等既存燃料船舶での既存燃料消費量を示した書類 (必須)
- ⑥交付請求額の根拠書類と会長が認めるもの
- ⑦国補助等を受けている場合は決定通知書等金額がわかる資料

令和 年 月 日

（補助事業者） 殿

福岡県水素グリーン成長戦略会議  
会 長 佐藤 直樹

福岡県F C船運航事業者支援補助金確定通知書

令和 年 月 日付で交付決定通知した補助事業について、令和 年 月 日に提出のあった福岡県F C船運航事業者支援補助金事業実績報告書兼補助金交付請求書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、福岡県F C船運航事業者支援補助金事業実績報告書兼補助金交付要綱第10条の規定に基づき、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額   | 円 |

福岡県F C船運航事業者支援補助金に係る  
消費税の額の確定に伴う報告書

福岡県水素グリーン成長戦略会議

会長 佐藤 直樹 殿

企業名

代表者名

年 月 日第 号で交付決定のあった標記補助事業について、仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、福岡県F C船運航事業者支援補助金交付要綱第19条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（会長が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における仕入れに係る消費税等相当額
- 3 消費税等の額の確定に伴う補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

- （注）
- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
  - 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が仕入れに係る消費税等相当額としての減額等の対象額ではない。